

令和 7 年

# 議会運営委員会記録

令和 7 年 2 月 1 8 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和7年2月18日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午後 2時32分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	大 野 久 芳
総 務 部 長	松 戸 克 彦	企 画 部 審 議 監 兼 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	茂 呂 あかね
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	渡 部 剛		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について  
令和7年和光市議会3月定例会の会期日程等について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて  
議会改革について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて  
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和7年3月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。

今定例会につきましては、2月20日に開会すべく、13日に招集告示をさせていただいたところです。

提出する案件は、人事案件が4件、訴えの提起が2件、変更契約の締結が1件、専決処分承認が1件、条例の制定及び一部改正が12件、補正予算が5件、新年度予算が7件、給料の減額に関する特例条例が2件の合計34件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきまして、総務部長から順次御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和7年和光市議会3月定例会の会期日程等について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてとして、和光市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和7年和光市議会3月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は諮問1件、議案33件です。

提出議案の説明を願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員1名から任期途中で辞任する届出があったため、新たに中古賀ゆき氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

次に、議案第1号、和光市公平委員会委員の選任について説明いたします。

和光市公平委員会委員の檜沢利博氏の任期が令和7年3月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を和光市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものとなります。

次に、議案第2号、和光市公平委員会委員の選任について説明いたします。

和光市公平委員会委員の出口かおり氏の任期が令和7年3月10日をもって満了となるため、引き続き同氏を和光市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第3号、和光市公平委員会委員の選任について説明いたします。

和光市公平委員会委員の山崎宏征氏の任期が令和7年3月10日をもって満了となるため、新たに福田多恵氏を和光市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、福田多恵氏から職務上の氏名については旧姓を使用したいとの申出がありましたので、法令に反するおそれのない範囲において旧姓の石井を使用しますことを御理解願います。

次に、議案第4号、訴えの提起について説明いたします。

和光市勤労福祉センター屋上使用に係る行政財産使用料等について未払いとなっている事業者を相手方として、使用料等請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第5号、訴えの提起について説明いたします。

求償金請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第6号、和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について説明いたします。

和光市広沢複合施設整備・運営事業は、PFI和光市広沢株式会社と平成31年4月5日に事業契約を締結いたしました。このたび事業契約書で定める物価変動に採用する指標及び総合児童センターの維持管理運営に関する費用を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものです。変更前の契約金額は57億4,032万8,502円、変更後の契約金額は56億5,949万6,981円です。

次に、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第4号））について説明いたします。

住民税非課税世帯などに対して物価高対策給付金を支給するための経費を計上するとともに、その財源として国庫補助金を計上したものです。当該補正予算につきましては、議会を招集す

る時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものです。

次に、議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されるため、関係条例の整理を行いたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第9号、和光市犯罪被害者等支援条例を定めることについて説明いたします。

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等に対する支援施策の実施に関して必要な事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第10号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

令和6年人事院勧告を受け、当市においても人事院勧告に応じた職員の給料表等の改定を行うため、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものです。

主な改正内容は、職員の職責を重視した給料表の改正、配偶者の扶養手当を廃止し子に係る扶養手当を増額するための扶養手当の改定、交通機関等に係る通勤手当の上限額の見直し、管理職特別勤務手当の支給対象時間を拡大するなどの改定となっております。

次に、議案第11号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の改正法の施行に伴い、関連する事務手数料の額等について所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第12号、和光市立学校体育施設設備使用料条例を定めることについて説明いたします。

市内小・中学校体育館の一部に空調設備が設置されたことに伴い、平日夜間や土日祝日に小・中学校体育館を利用する学校体育施設利用団体が空調設備を利用した場合の使用料を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第13号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例及び和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

栄養士法の改正を受けて、管理栄養士を引き続き適用対象とするほか、連携施設に関する経過措置を5年間延長するなど所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第14号、和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

こども基本法第11条の規定に基づき、対象となる子供または子供を養育する者、その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第15号、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設に配置する従業員についての規定を変更したいため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、所要の改正を行うものです。

次に、議案第16号、和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、地域包括支援センターへ配置する専門職についての規定を変更したいため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、所要の改正を行うものです。

次に、議案第17号、和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用条文について所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第18号、和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が見直されたことに伴い所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第19号、和光市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第20号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ349億7,039万7,000円とするものです。

今回の補正予算では、物価高騰等の影響を受ける農業者に対する肥料購入支援金を計上するほか、次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業及び学校給食食材費補助金に係る経費に不用額が生じたため、減額しております。また、次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業等の歳出の減額に伴い、その財源としていた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の余剰につきましては、新たに計上する肥料購入支援金の財源として充当事業の変更をしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足額については、財政調整基金からの繰入れを行っております。

次に、議案第21号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,329万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ351億369万4,000円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、人事院勧告に伴う公定価格の引上げにより不足が見込まれる民間保育園委託料等を増額するほか、各特別会計の補正に伴う繰出金を増額するなどしております。

次に、歳入については、歳出事業に応じて国庫支出金及び県支出金をそれぞれ増額または減額するほか、地方債の対象事業費の変更などに伴い、市債を増額または減額するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足額については、財政調整基金からの繰入れを行っております。

次に、議案第22号、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,412万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億2,509万4,000円とするものです。

初めに、歳出について説明いたします。

集団健診の単価の変更により特定健康診査等委託料を減額し、国民健康保険財政調整基金の預金利子の確定による積立金、保険給付費等交付金の確定に伴う償還金及び令和5年度出産育児一時金臨時補助金の精算に伴う償還金を増額しております。

次に、歳入については、財政調整基金預金利子や一般会計繰入金金の確定に伴いそれぞれ増減額し、財政調整基金繰入金を増額しております。

次に、議案第23号、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,791万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億3,675万円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

居宅介護等サービス保険給付業務や地域密着型介護サービス保険給付業務など、それぞれの業務におけるサービス受給者見込み数が当初の想定と比べて増減する見込みとなったため、保険給付費、市町村特別給付費を増額し、総務費、地域支援事業費を減額するとともに、保険給付費については支払い月の期ずれを正すため、1回分の保険給付費を増額しております。

次に、歳入については、保険給付費や地域支援事業費などの増減に伴い、国・県・市などそれぞれ法定割合分について増減するとともに、支払い月の期ずれを正すため、一般会計繰入金、基金繰入金を増額しております。

次に、議案第24号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,645万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ13億6,454万6,000円とするものです。

初めに、歳出について説明いたします。

区画整理事業費のうち委託料及び工事請負費について、事業の進捗により執行が困難となったことから、減額するものとなっております。また、補償・補填及び賠償金について、国の補正予算が内定したことに伴い、移転補償費を増額するものです。

次に、歳入については、事業収入において保留地処分確定につき保留地処分金を減額し、国庫支出金及び県支出金において国の補正予算の内定に伴い、国庫支出金、県支出金をそれぞれ増額し、市債において公共事業等債の増額及び地方道路等整備事業債の減額による差額を増額補正するものです。また、繰入金においては、歳入歳出の増額に合わせて一般会計繰入金を増額するものです。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、再開発事業に伴う仮換地指定業務委託、再開発事業に伴う権利者説明支援等業務委託、再開発事業に伴う換地計画・換地設計基準等作成業務委託及び建物移転等補償費について繰越明許費とするものです。

次に、議案第25号、令和7年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

まず、令和7年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ324億5,900万円と定め、対前年度比較では12億1,100万円、率にして3.9%増となっております。歳入については個人市民税が定額減税の終了、所得額の増加等により大幅に増加し、固定資産税については固定資産の評価替えの負担調整措置による増加などから、市税収入の増加が見込まれます。

なお、地方特例交付金については、個人市民税の定額減税による減収分の補填がなくなるため減収を見込んでおります。

歳出については、人件費や扶助費等の経常的経費が増加するほか、都市基盤や公共施設整備等の投資的経費にも予算を配分しております。

主な内容については、都市基盤整備の分野では、土地区画整理事業の推進のため各区画整理組合への支援を行うほか、白子三丁目中央土地区画整理事業地内の公園整備を進めます。福祉の分野では、地域生活支援センターの相談員を増員し相談支援体制を強化するほか、医療的ケ

アを必要とする児童の受入れ体制を整備し、保育サービスの拡充を行います。教育の分野では、小・中学校の屋内運動場空調機の整備を進めるほか、広沢小学校に難聴言語通級指導教室を設置いたします。防災の分野では、第3分団車庫の大規模改修を行います。また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても予算に関する説明書と併せて提出をしております。

次に、議案第26号、令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険については、令和7年度予算において歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億5,784万9,000円と定め、対前年度比較では1.35%の増となっております。

主な歳入については、国民健康保険税として12億8,875万6,000円を、県支出金として42億6,095万3,000円を計上しております。また、一般会計からの繰入金については3億2,706万5,000円を計上し、そのうち法定繰入金を除いたその他繰入金については4,000万円を計上しております。なお、基金繰入金については5億1,952万6,000円を計上しております。

続いて、主な歳出については、被保険者の診療等に係る保険給付費として42億1,091万3,000円を、また、国民健康保険事業費納付金として20億4,724万7,000円を、保健事業費として1億2,627万8,000円を計上しております。

次に、議案第27号、令和7年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和7年度予算については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計した市負担金算定に用いる諸係数及び当市における被保険者数に基づき予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,596万6,000円と定め、対前年度比較では約4%の減となっております。

歳入については、後期高齢者医療保険料9億4,089万4,000円、保険基盤安定繰入金1億3,272万円のほか、保険料還付金などを計上しております。

続いて、歳出については、後期高齢者医療広域連合に納める後期高齢者医療保険料負担金10億7,391万5,000円のほか、保険料還付金などを計上しております。

次に、議案第28号、令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計は、第9期和光市介護保険事業計画の中間年度であることを踏まえ、実績及び推計に基づく介護サービス費を計上するほか、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業・任意事業も継続的に力を入れ、その中でも認知症支援事業、高齢者の地域のつながり・支援の充実を図るための予算編成を行い、歳入歳出それぞれ49億7,725万1,000円となっております。

主な歳入については、款1介護保険料では、第9期和光市介護保険事業計画による第1号被保険者の介護保険料増額及び被保険者数の増加率を反映し、12億1,251万8,000円を計上しております。歳出の見込みに連動する法定負担の款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4県支出金は、合わせて29億2,043万6,000円を計上しております。款6繰入金では、保険給付費及び

事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金 8 億 4,358 万 4,000 円を計上しております。

次に、主な歳出については、款 2 保険給付費では、居宅介護サービス費、地域密着型サービス費、施設介護サービス費などとして 44 億 1,339 万 1,000 円としております。款 4 市町村特別給付費では、和光市独自の取組として、紙おむつ、地域送迎、配食・栄養改善などのサービスを実施し、7,881 万 1,000 円となっております。款 5 地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業・任意事業費として 4 億 1,045 万 4,000 円となっております。

次に、議案第 29 号、令和 7 年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

和光市駅北口土地区画整理事業については、令和 6 年 3 月に再開発事業を都市計画決定したことから、令和 7 年度はさらに区画整理事業との一体的施行による駅北口まちづくりを推進していくための予算編成となっております。令和 7 年度予算は歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 9,002 万円、対前年度比較では 3 億 2,062 万 8,000 円、27.4%の増額となるものです。

主な歳入については、保留地処分金が 2,726 万 4,000 円、国庫補助金が 3 億 130 万 2,000 円、県補助金が 1 億 7,136 万 6,000 円、一般会計繰入金が 6 億 8,678 万 6,000 円、区画整理事業債が 3 億 330 万円となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として 8,643 万 2,000 円、建物移転等補償業務、汚水管新設工事業務及び工事実施設計業務などの委託料 1 億 6,739 万 9,000 円、区画道路築造工事などの工事請負費 1 億 8,172 万円、建物移転に伴う移転補償費などの補償・補填及び賠償金 8 億 2,622 万 2,000 円などで、区画整理事業費として 14 億 308 万 8,000 円を計上しております。

次に、議案第 30 号、令和 7 年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

予算第 2 条の業務の予定量については、給水戸数を 4 万 4,985 戸、年間総給水量を 925 万 3,000 m<sup>3</sup>、年間総有収水量を 909 万 4,000 m<sup>3</sup>と見込み、主要な建設改良事業は末端監視装置更新事業、酒井浄水場配水池改修事業（2 年継続事業）及び水道庁舎改修事業です。

次に、予算第 3 条の収益的収入については 19 億 765 万 4,000 円、支出については 15 億 5,390 万 9,000 円を計上しております。

予算第 4 条の資本的収入については 2 億 7,940 万 9,000 円、支出については 11 億 6,464 万 9,000 円を計上しております。

次に、議案第 31 号、令和 7 年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明いたします。

予算第 2 条の業務の予定量については、水洗化世帯数 4 万 3,205 世帯、年間処理水量 906 万 5,000 m<sup>3</sup>、1 日平均処理水量 2 万 4,836 m<sup>3</sup>を見込み、主要な建設改良事業では、中央分区枝線工事（市道 490 号線）、向山通りマンホールポンプ制御盤更新工事です。

予算第 3 条の収益的収入については 12 億 1,918 万 6,000 円、支出については 12 億 2,660 万 1,000 円を計上しています。

予算第4条の資本的収入については1億4,672万1,000円、支出については4億3,760万2,000円を計上しています。

次に、議案第32号、市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて説明いたします。

今回の特例条例の制定については、議会の議決を経るべき契約について議決を経ずに締結し、その追認を求める議案が令和6年9月定例会において否決となったことに対する責任と、内部統制の強化を進めている中で不適切な事務処理等が明らかとなり、市政運営に対する信頼を損ねる結果となったことを重く受け止め、自戒措置として令和7年4月1日から同月30日までの間、市長の給料月額を20%減額するものです。

次に、議案第33号、和光市教育委員会教育長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて説明いたします。

今回の特例条例の制定については、議会の議決を経るべき契約について議決を経ずに締結し、その追認を求める議案が令和6年9月定例会において否決となったことに対する責任を重く受け止め、自戒措置として令和7年4月1日から同月30日までの間、教育長の給料月額を10%減額するものとなっております。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前10時03分 休憩)

再開します。(午前10時19分 再開)

まず、議案の先議についてです。

初めに、諮問第1号、議案第1号から第3号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、第2日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第7号は専決処分に関わる案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第2日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第20号は2月5日の全員協議会で説明があったとおり、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、年度内に事業の実施完了が必要であることから、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第2日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

今回は、議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

安保議長。

○**安保友博議長** 今回郵送で提出された陳情は2件、令和7年1月14日受理の「市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情」、「議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情」、以上2件です。

○**吉田武司委員長** ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので御確認ください。

それでは、陳情の付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読一添付資料参照〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は16人です。

質問時間については、議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について。

会期は28日間とし、常任委員会を7日間で、第9日及び第26日に予算決算常任委員会を開催し、令和7年度当初予算の審査等があります。また、第12日から第16日の5日間で予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会を同

時開催としたいと思います。

また、一般質問は4日間として、各日4人としたいと思います。

なお、2月25日、火曜日から27日、木曜日、3月14日、金曜日を調査休会、2月22日、土曜日、23日、日曜日、24日、月曜日、3月1日、土曜日、2日、日曜日、8日、土曜日、9日、日曜日、15日、土曜日、16日、日曜日を休日休会、18日、火曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について。

1月16日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。質問の順位及び代表質問者は、順位1番、緑風会、片山義久議員、2番、公明党、齋藤幸子議員、3番、無所属の会・維新、鎌田泰春議員、4番、新しい風・希望、菅原満議員、5番、やさしい未来へ歩む会、小嶋智子議員、以上です。

なお、無会派については、一般質問の中で行うことと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

〔何事か言う人あり〕

松永委員。

○松永靖恵委員 1点確認をさせていただきたいんですが、去年の代表質問の中で、1回目の市長からの答弁をいただいた後に、各会派で再質問を考える時間を5分なり10分なり議長に許可を得たようなことがあったんですが、今回もそのようなことができるのか議会運営委員会の中で協議していただければと思います。

○吉田武司委員長 今、松永委員から発言がありました昨年と同様、施政方針の2回目の質問に入る前に休憩を取りたいということは去年同様としたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 その場合の休憩の時間というのは何分って決めていただけるのでしょうか。

○吉田武司委員長 10分、15分。

休憩します。(午前10時36分 休憩)

再開します。(午前10時42分 再開)

今松永委員から施政方針の休憩についてありましたけれども、去年の施政方針は今までにないイレギュラーなことがありました。今回の施政方針の質問は、以前に戻して質問の途中で休憩は取らないということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑についてです。発言通告書の提出期限は2月26日、水曜日の11時までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今回議員から提出されました意見書案はありませんでしたので報告いたします。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のデータを準備が整い次第事務局に登録しているPCアドレスに添付資料として送付いたしますので、適宜御利用ください。

なお、この参考資料は公表しませんので、記載された金額等の具体的な内容が公表されることのないように、取扱いや審査時の発言等では御留意くださるようお願いいたします。

また、当初予算の審議が終了次第、各位で責任を持ってデータを消去していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会のポスターは、ホワイトボードに提示しましたとおりです。こちらでよろしいでしょうか。

休憩します。（午前10時44分 休憩）

再開します。（午前10時49分 再開）

皆さんポスターを確認していただいたと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、議会終了後は掲示板から速やかに回収してくださるよう留意願います。

議長から発言があります。

安保議長。

○安保友博議長 2月20日の開会日に、令和6年能登半島地震から1年が経過しますので、犠牲となられた方に哀悼の意を表したいと思えます。

また、本年、東日本大震災から14年が経過しますので、3月11日、火曜日、一般質問第2日目に全ての被災者に対して哀悼の意を表することを了承いただきたいと思います。

いずれも黙禱、起立は行わず、私から哀悼の意を述べる予定ですので、御承知おきください。

○吉田武司委員長 議長から発言がありました件はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。

今議会における議員提出議案について、議長より提案があります。

安保議長。

○**安保友博議長** 和光市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、個人情報保護法施行規則及び同法施行令の一部改正に合わせて規定ぶりを調整することと、また、刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、刑罰の「懲役」を「拘禁刑」に改める改正をするものです。

○**吉田武司委員長** ただいま議長から提案がありました件につきましては、お手元に議案を配付しています。現時点で、総務課コンプライアンス担当での例規事前調整を経たものとなっております。次回、3月12日、水曜日の議会運営委員会において確認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについては以上です。

次に、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

5月1日発行予定の議会だよりNo.128について、事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○**工藤議事課長** 議会だよりNo.128、令和7年5月号の掲載内容について御説明いたします。

なお、内容は昨年及び一昨年の5月号の市議会だよりを参考にしております。

掲載内容は令和7年度一般会計予算案について、3月定例会の主な議案、議会報告会を開催します、トピックスとして1月22日、和光市議会議員研修会を開催、市政に対する一般質問ダイジェスト、常任委員会の審査、施政方針に対する質問、議案等の採決結果、6月定例会の開催予定、聴覚・視覚障がいのある皆さまへ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介等を予定しております。

掲載内容の詳細につきましては、3月定例会閉会日、3月19日、水曜日に開催されます第1回議会だより編集事前打合せにおいて確定し、3月31日、月曜日、午前9時半から開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、最終的に4月2日、水曜日、午前9時30分から開催の議会運営委員会で確定する予定でございます。

なお、今回から広報作成業務の委託業者が変更となりますことから、従来より早い調整が必要となりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

○**吉田武司委員長** 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては、御承知おきください。

議会だよりの編集、作成については以上です。

休憩します。（午前10時54分 休憩）

再開します。（午前11時00分 再開）

次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

項目28番、請願の提出についてとして、押印の廃止、ホームページ上で請願者氏名をマスクングできる、請願を読み上げる際に氏名を公表しないについてです。

前回、2月10日の議会運営委員会において議論したところですが、本日は各会派から取りまとめた御意見を伺い協議することとしたいと思います。

それでは、各会派から御意見を、挙手の上、お願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましては、御提案のとおり個人情報に配慮することが今大変重要だということで、提案のとおりで賛成の意見にまとまりました。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会としましては、請願者に氏名を明記するかしないか託していいのかなという形で会派としてまとめさせていただきました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 これ要は請願提出時は氏名をちゃんと明記してということで、そこから先の公開については、市の個人情報の取扱い等との調整を見て、公開請求が出た場合の扱いだとか、その辺は仮に希望があっても個人情報保護の審査会のほうでどう判断するかとかということもあるので、その辺の調整はきちんと確認しておく必要があるのかなと。他の自治体で希望は取っていますけれども、その辺を一応確認はしておく必要があるのかなと。提出時の氏名の記載というのはそのまま、もし押印なしであるならば自署にするとか、その辺は扱いを明確にしておいたほうがいいのかなと思います。請願にしる陳情にしるやはりその辺は提出される方の責任というかそういったこともあるのでその辺を踏まえて、その後の受理した以降の公開については確認をした上で扱っていけばいいのかなと思っています。他の自治体の事例も踏まえながら、その辺きちんと根拠等確認した上で扱いを決めていけばいいと思っています。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、この押印等の廃止というかなくてもいいというところで、あと氏名をマスクングするという点についても、本人の希望で公開するときにはできればいいのかなと思っています。松永委員の意見と同じになります。

今皆様から意見がありましたけれども、このことについて菅原委員からいろいろな調整等も必要なのかなということで、押印をなくすときには自署で、自筆でやるということもやはり確認していかなければいけないのかなと思います。まずは今ホームページの掲載についてはマスクングでもいいんじゃないかなという御意見がありましたけれども、そこは今後そうすることと、押印の廃止については自署でやるか、あと公開請求が出たときにはどのように対処するかというのは、他の自治体の事例なんかも参考にしながら今後これを進めていければと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 請願ということですがけれども、陳情の扱いも併せてどうするかということも出

てくるということと、あと、オンラインでの請願提出ということも法改正がありましたので、その辺も含めて検討して、氏名の公開の扱いについては希望を取っていくとか、そういったようなことでいいのかなと思いますので、その辺オンライン手続との関係も含めて、あと陳情もどうするのか、その辺も含めて協議決定していければいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 皆さん、御意見いただきましてありがとうございます。皆さんから御意見いただきました情報公開請求等のときどのような対応されるのかとか、あとは希望があるのかチェックしなければいけないとか、そういったところ等も含めて確認する必要性はあるのかなというふうに思っております。

私としては、今後の進め方について、前回御提示させていただきました栃木県鹿沼市の事例がそのようなことをやっていらっしゃるのかなというふうに思います。資料としましては、請願・陳情に係る個人情報の取扱いについてという資料が栃木県鹿沼市のものになりまして、同様に例えば情報公開請求の対象になりますとかということを事前に説明するような資料を載せているところになりますので、そちら事務局のほうに御確認いただいてこれを進めていくという取扱いの仕方が今の皆さんの御意見を踏まえてよろしいのかなと思っているんですが、こちらのほうで進め方としてはどうなのかというのを御意見いただければありがたいです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 その際、オンライン申請の在り方についても併せて調査していただければと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今オンライン申請のお話をいただきましたけれども、陳情としては郵送に関するものは取扱うことをしていないという和光市議会の対応等ありますので、それは別途皆さんで議論をしていく、オンラインであれば受け付けるのか、郵送であれば審議するのかとか、そういった取扱いも順次必要なのかなというふうに思います。そちらは問合せの際に御確認いただくのは特段問題ないと思うんですけども、オンラインで来た請願・陳情についてどのように取り扱うかは、別途議会運営委員会に諮って審議する必要性があるのかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 氏名の公開の扱いということもあるので、それだったらオンラインの申請ということが他市の自治体でも始まっていますので、それも含めてなおかつ陳情の扱いをどうするかということも含めて検討していったほうがいいかなと思います。またあと先でとなるとまた先延ばしになるので、その辺よく調査のほうお願いいたします。

○吉田武司委員長 今皆さんからいろいろな意見がありましたけれども、今後今の意見を1つ1つ精査したり、また、鹿沼市の事例なども参考に議会運営委員会でどういうふうに陳情・請願を扱っていくかというのを協議していかなければいけないと思いますので、このことについては議会運営委員会で今後協議していくということで皆さんよろしいですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 恐らく今回の場が協議の場だったと思っていて、ここについては一定の結論が皆さんであったのかなというふうに理解しています。詳細について進め方については鹿沼市の事例を参考に、ちょっと事務局のお力もお借りしながら実際に個人情報の取扱いについてとかという資料を作成して、今後どのタイミングで運用していくかというのを最終的に確定できればいいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 1自治体だけではなくて各地の自治体でもやっていますので、1つの自治体だけではなく各自治体の事例を参考に、その検討した背景だとか検討状況も踏まえて進めていただければと思います。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前11時12分 休憩）

再開します。（午前11時35分 再開）

今皆さんから多々御意見がありました。このことについては会議規則で押印のことについてもあります。また、個人情報保護法についてというところもあるので、このことについては議会運営委員会の中で継続協議をしていくということによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

ほかになれば、そのようにしたいと思います。

それでは、整理しますと、項目23番、請願の提出についてとして、押印の廃止、ホームページ上で請願者氏名をマスキングできる、請願を読み上げる際に氏名を公表しないについては、今後この議会運営委員会の中で協議していくということとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

項目29番、議員提出議案の提出として、全会一致の調整を先に行うようにすることについてです。

前回、2月10日の議会運営委員会において、各会派に持ち帰って検討をお願いしたところですが、本日は各会派から取りまとめた御意見を伺い協議することとしたいと思います。

それでは、各会派からの御意見を挙手の上、お願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 現状、議員提出議案の提出について特段こういった全会一致の調整を行うような条例だったり規則というものはないのかなというふうに理解しています。ただ一方で、この趣旨としては恐らく議員提出議案を行うに当たって様々皆さんの意見を聞いた上で提出していこうという慣例をつくっていくというところだと思いますので、その趣旨については賛同しているところになります。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましても、議員間でしっかり話し合っこの全会一致の方向にやはり持っていくということが大切なことだと思いますので、この方向に賛成の意見です。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会としましても、議員提出議案ですので、きちんと議員間討議を行いながら全員一致という形の調整を行って提出ができればと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 全会一致の調整を先にとということなんですけれども、議員間討議をきちんと尽くした上で全会一致になるならば全会一致でということ、これは全会一致の調整を先に行うようにするということなんですけれども、何本か並んでいて何本かあってその中で全会一致の方向性が得られそうならば議員間協議をして、まずそれを処理をする。その次に、いろいろな意見があつてまとまるものまとまらないものも出てくるということなんで、協議をする上でおおむね一致点を見いだせるものを先にするという理解であるならばそういう方向なのかなと、議員間討議が前提ですけれども。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、議員提出議案については、なるべく全会派一致で提出できればなというふうに思っています。もちろん議員間討議は必要で、また調整も必要だと思いますので、全会一致の調整をいろいろな形でしながら持っていければと思っています。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 これはあくまでも全会一致でなければ駄目だとかそういうことではないというふうに理解してまして、できる限りこのように努めるというてい意思確認だと理解しています。特に、例えば条例とか改正案を提出する際に、その場で協議する会議をつくるとか、そういうことではないという趣旨の理解でよろしいのか、その点ちょっと確認させていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

あくまでも議員提出議案をつくるに当たって、事前に会議体をつくらなければいけないとかそういうことではなくて、本来であれば議員提出議案というのはできる限り自由に、署名議員さえいれば提出できるというような形で議会で話し合うというような形だと思うんですが、ただ、それでも全会一致になったほうが望ましいということで、あくまでもこの望ましいというところをみんなで意思確認するというか、特段これに伴って会議体をつくるとかではないという理解でよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 今鎌田委員からこの全会一致の調整をというところでありましたけれども、この議会改革のテーマ自体、29番なんですけれども、提案会派がどこか分からない。そしてどこからこの内容が出てきたのかということもちょっと確認が必要なのかなというふうに思う

んですが、やはりこれ別に議員の提出議案というのはもう各議員または会派で意見書なり出すのは自由に行えるということで、ただ、どこでこの意見が出てきたか本当に分からないんですけども、全会一致の調整をするというところ、これは例えば緑風会が前回、昨年、一昨年の6月に学校給食の無償化をという意見書を出させていただいて、そのときには皆さんとそういう調整をしなかったんですけども、全会一致で意見書が通ったというところがあるんですが、以前はこういうを出したいのでいかがでしょうか、賛同していただけますか、その中でこういう文言はどうかというところと、こういう文言をこういうふうな表現にさせていただければ賛同できますよというような、そういう協議がこの議運の中でも提出されたときにあって、1回持ち帰ってそれをまた協議して皆さんに同意をいただいて提出したということがありますが、そのような形で今後も進めていければいいのかなというふうにも思うんですけども、今鎌田委員からそういう意見があったので私からの案、私からはそういう方向で今までやってきた例もあったのでそういうふうにしていければいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

安保議長。

○安保友博議長 これ今委員長からこの項目自体がどこから出てきたのか分からないということで、ちょっと私も分からないんですけども、今までの議論の経緯を一回整理すると、そもそも議員提出議案というのはいつでも出せるし、かつてのある特定の党の議員が最終日にいきなり乱発してきたという話がずっとあって議会が混乱したので、じゃ1回意見書とかそういうものと併せて告示日の前日までに出すというふうにして、それを開会前の議運で1回もんで、一般質問の途中の議運でそこで話されたことが一致を見られそうだったらそこでもう一度調整をして全会一致になったならば提出しましょうと、副議長提案にしましょうという話にもともなっていて、それが今度曲解されてそこでまとまらなかったら提出できないんだというふうな解釈をする方が出てきたので、それは違いますよという話を確認しています。1回調整したけれども、調整が整わなかった場合には、例えば最終日に動議を上げて議員提案の議案ですということで、一部の議員なのか分かりませんが、それが動議として署名議員も集めて提出する分にはそれは今でもできますよという話を確認をしていたのが今のところ。

今回のこの議員提出議案の提出に関して全会一致の調整を先に行うようにするというのは、これを義務とするのか、それは申合せのレベルの話ですけども、それともそういうふうにしましょうという努力義務にするのか。場合によっては、いきなりもう誰にも事前に共有せずに突然動議として出すということでもいいとするのか、制度上はいいんですけども、それはもう議会を混乱させないために議会運営としてどうやっていくかという話を一応申合せできればいいのかなと思っています。

なので、今までもこういう形であったので、突然出してくるのはひどいみたいな言い方をされるのはそれは違いますよということの確認だけは1回した上で、改めてこの申合せをどうしていくのかという議論をしていただければと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 提案会派が分からないということなので聞きようがないんですけども、先ほど申し上げたのは、何本か意見書あるいは議員提出議案が出てきたときに、共通項で妥協点を図れる点、全会一致で出せるようならばそちらを協議してまとめていく。その次に次のものを協議していくということの趣旨で申し上げました。過去からずっと意見書、また陳情に基づく意見書、請願に基づく国への意見書だとかいろいろ出ていましたけれども、きちんと議運の場なり委員会の場で協議をして、提出者とほかの議員で協議をして、この部分はこういうふうに修正案を図れないかとか、いろいろ調整をした上で協議が整えば全会一致で出していくと。協議が整わない場合は、もう議員提案になっていったというのが過去の経緯で、だから、やはり議員間討議と言っているのも、やはり2名でも今1名ではなかなか提案が難しい、できないということなんですけれども、和光市議会、過去は1名でも意見書案を出して協議してまとめれば議員全会一致で出していましたし、だからその辺でやはり少数で出そうと全体でまとめるとやはり議員間討議を前提として協議をしてまとまっていくということで、この調整を先に行うようにする、全会一致の調整を先に行うようにするという言い方がちょっと微妙というか理解が難しいんですけども、要は議員間討議を尽くして提出していくと。最終的にまとめれば全会一致で出す、まとめなければ提出して賛成多数なり少数なりでやっていくということになるのかなと。いずれにしる議員間討議を前提に進めていくということかなというふうに理解をします。

○吉田武司委員長 今の菅原委員の意見について何かありますでしょうか。

今後このことについては、提出する議員、会派は努力義務としてなるべく議員間討議を尽くしていくということによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

ほかに意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、まとめたいと思います。

それでは、整理しますと、項目29番、議員提出議案の提出として、全会派一致の調整を先に行うようにすることについては、今後提出する議員また会派は、なるべく全会派一致になるように議員間討議を尽くして調整を先に行っていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

休憩します。（午前11時51分 休憩）

再開します。（午後1時15分 再開）

次に進みます。

項目30番、委員会における採決結果として、委員会における委員ごとの採決結果を公表するかどうかについてです。

前回、2月10日の議会運営委員会において、各会派に持ち帰って検討をお願いしたところですが、本日は各会派から取りまとめた御意見を伺い、協議することとしたいと思います。

それでは、各会派からの御意見を、挙手の上、お願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私の意見としましては、賛成と反対と棄権を出す際には、議事録の一番後ろに別表というような形でつけるのがよろしいのではないかなと思っております。今現在でも議会だより等で賛成、反対が分かる表を作っているかと思いますが、その委員会バージョンをつけるというようなイメージで考えています。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましても、今鎌田委員が言われたとおり、議事録にそういったページを設けて公表という形でいいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 採決結果をつけることについては同意をいたします。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会も、採決結果というのは今議会だよりの最後のページには載ってはいますが、委員会ごとの採決結果というのをホームページに載せることには同意いたします。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としても委員会における採決結果については公表することでいいと思っております。鎌田委員からありましたけれども、議事録のところに最後に別表という形で載せるのがいいかと思っております。今現在だよりのところで後ろに載せているのをあれをちょっと変えて表にできるかなと思うので、そのような形でいければと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 ちょっと確認なんですけれども、先ほど松永委員のほうでホームページというふうにおっしゃっていたんですけれども、私のほうでは議事録のほうに表でちょっと載せる程度でということでの意見だったんですが、これホームページにはどういうふうに載せるお考えでしょうか。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 議会だよりのほうに全員の採決結果を載せているんですけれども、そこに委員会ごとの採決結果を載せるものだと思っていたので、ホームページ上で載せるのは構わないんじゃないかなと。ホームページで皆さん委員会の採決結果というのは記者クラブの方たちもチェックしているようなので、そこに1人1人の採決結果を載せるということについてはいいのかなと思ひまして、そういう発言をいたしました。

○吉田武司委員長 今松永委員からありましたけれども、これをホームページに直接採決結果を載せるということですよ。ほかの委員の方からは議事録の後に別表としてつけるのがいいんじゃないかという御意見があったんですけども、その辺皆さん何か御意見はありますか。

安保議長。

○安保友博議長 1つの案ですけども、会議録として残るものでいつも自分自身も気になったのは、やはり採決したときに挙手全員とか挙手なしになったら分かるけれども、挙手多数ってなるときに誰が挙げたのかという話はやはりどうしても疑問で残るのは当然だと思うので、会議録上そこで賛成に手を挙げた人は誰で挙げなかった人は誰かって分かるように、採決の結果のところは議事録のほうは載せればいいと思いますし、逆にホームページに載せるときは星取り表を作って一覧で分かるように公表するという形を取るのはいかがかなと思いました。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回の件と関連するのでちょっと拝見した今回郵送で送られている陳情書において、議会の審議においてどの議員がどの議案に賛成、反対、棄権したかが分かるような図を作り、自治体ホームページで公開することに関する陳情というのが来ております。この趣旨としては、最終的な本会議の中でどういう議決をしたのかというところがちゃんと分かるようにということだと私は理解していきまして、本会議の結果はホームページ上に載せればよろしいのかなというふうに正直思っています。

ただ、その委員会における審議結果というところは、恐らく2つどっちが委員会と本会議というその立てつけが十分に市民の方に理解いただけているかという、そうではないのかなというふうにも思っておりまして、委員会の審議の結果等に関しては議事録に載せるほうが一般の市民の方から見たときに分かりやすいのかなとは思っています。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 議事録に載せることについても私たちの会派は賛成です。ただ、ちょっと議事録が出るのが遅いというのがありますので、逆に今議長がおっしゃったようにホームページにそういう表を作って載せていただけるほうがよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 休憩します。(午後 1時24分 休憩)

再開します。(午後 1時45分 再開)

今ホームページに載せるという御意見もありました。皆さんの意見をまとめますと、委員会の結果を速やかに星取り表にしてホームページに掲載をし、また、委員会の議事録の中に附属資料としてまとめて保存する。

あと、本会議の分も併せて本会議の資料も一緒にそこに載せて保存をする方向でいきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

工藤議事課長。

○工藤議事課長 今いただいた意見について、事務局のほうで確認して対応について検討させ

ていただきますので、よろしく願いいたします。

〔「はい」という声あり〕

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、項目30番、委員会における採決結果として、委員会における委員ごとの採決結果を公表するかどうかについては、今お話ししたとおり進めていくということと、また、議事課については速やかに星取り表などを作って対応をしていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

次に進みます。

項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しとして、条例の在り方、内容の見直しが必要であるかについてです。

前回、2月10日の議会運営委員会において、各会派に持ち帰って検討をお願いしたところですが、本日は各会派から取りまとめた御意見を伺い、協議することとしたいと思います。

それでは、各会派からの御意見を、挙手の上、お願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましては、今現在の政治倫理条例の一文を読ませていただきますと、第3条の中の「議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(1) 市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」という、ここが結構ポイントになってくるのかなと思うんですけども、それについて第7条を部分的に読みますと、「議員3人以上の調査の請求に同意する旨の書面又は市民の総数の100分の1以上の市民の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。」というふうに出ています。これによって政治倫理委員会ができるというような条件になるのかなと思うんですけども、もう一步専門家的な何か第三者の意見ですとかそういったものも伺いながら、この見直しについては必要じゃないかなというふうに会派の中では思いました。もう少し精査というか、専門家の意見を聞くとか、そういったところが必要な内容があるというふうに会派の中で意見が出ましたので、以上です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この作成には関わっていないので詳細はよく分かりませんが、いずれにしろこれ間違いもあるし、言葉も定義がはっきりしていないですし、もう一度改めて抜本的に検討を加えて作り直すというような形がよろしいのではないかということです。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 間違いがあるというふうなところがあつたと思うんですけども、そこをもし教えていただければありがたいんですけども、どこら辺ですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 第10条です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今私も検索しているんですけども、第10条の「議長は、前条第1項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその請求内容を請求者に通知し、併せてこれを公表しなければならない。」というところが誤りという理解でよろしいでしょうか。

私はちょっとこの文章においてどこが間違いか分からなかったので、説明いただけますでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 第10条「議長は、前条第1項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその請求内容を請求者に通知し、併せてこれを公表しなければならない。」ということで、本来報告書を通知するというので、請求者の請求を請求者にまたそれをお知らせするというのは、やはりこれは理解できかねる内容というふうに私は判断いたします。

○吉田武司委員長 休憩します。（午後 1時55分 休憩）

再開します。（午後 2時01分 再開）

今皆さんから御意見をいただいて、今後これを見直しをしていくというところで合意ができたのかなというふうに思っています。合意させていただきます。

見直しの仕方については、今後協議をして進めていければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

議会改革の協議については一通り終了しましたので、協議結果をまとめたものを3月定例会閉会後の議会運営委員会でお示しし確認したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

議会改革については以上となります。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

前回の会議において、開催日時及び場所について会派に持ち帰り、検討をお願いしておりました。各会派からの御意見をお願いいたします。開催日時、場所についてです。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、今年は5月に市長選挙もあるということで、例年5月の連休明けぐらいに議会報告会等やっていたのかなと思いますけれども、今年は4月14日の週、ちょうど4月中旬なんですけれども、仮に4月16日の水曜日ですか、その辺りがいいの

かなと思っております、日時については。場所については、やはり駐車場等ある関係で、市役所の第2委員会室とか、議事堂とか、そういうところがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 昨年のわこらぼまつりと一緒にという市民が集まるタイミングに合わせてということがとてもよかったんですけども、今年は5月に市長選があるということもあって、わこらぼまつりの日程も少しずれているのかと思いますので、3月定例会が終わっていろいろまとめてその報告をできるような形で4月の中旬、ゴールデンウイークに入る少し前の辺りのところしかないのかなと、日時としては考えております。

場所は、市民の集まりやすい場所としては、やはり庁舎の議事堂かこの議会棟がいいと思います。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 やさしい未来へ歩む会としまして、議会報告会につきましては、日程は先ほど委員長がお話しされていた4月の14の週で大丈夫だと思います。

場所につきましても、議場もしくはこういう会議室を使って開催ということと、あと、内容につきましては、議会改革の中でもNo.24にありました議会広報の中で緑風会が出されていた高校生の活用というところで、以前、委員長のほうから議会だよりが130号という記念というところを迎えるに当たりまして、前回と同じく高校生議会というのをやって、高校生の方から御意見をいただき、それをだよりに生かしていく、今後生かしていくというのがありますので、日程につきましては、平日高校生がこちらに来られる日時を学校側と協議して決めていただければいいのかなと考えております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 ゴールデンウイーク前なんで14の週か21の週、平日ならば平日の午後ということで、場所は全協室、委員会室を使ってか、議場も使うかという形になるのかなというふうに考えております。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も同様で、平日であれば4月14日の週がよろしいかなと思っていました。

場所につきましても、全員協議会室とか庁舎を使うほうがスムーズなかなと思っております。

○吉田武司委員長 休憩します。(午後 2時08分 休憩)

再開します。(午後 2時22分 再開)

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 前回と前々回、日曜日に開催されていたということで、今回は平日でよろしいかなと思っております。また、できる限り子育て世代の方たちだったり、高齢者の方でも来やすい時間帯としては、午前10時ぐらいからが望ましいのではないかと思います、いかが

でしょうか。

○吉田武司委員長 今鎌田委員のほうから発言がありましたけれども、皆さん、いかがですか。伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私もこのところ土日で作るというパターンが続いていましたので、子育て期の方とか、あと高齢者が来やすい時間としてお昼ぐらいで終わる時間帯、10時半とかそういう形で、平日の16日の水曜日がちょうど中旬ということでいいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 それでは、まとめたいと思います。

日にちと場所については令和7年4月16日、水曜日、場所については全員協議会室及び本会議場、時間については10時半から12時、今回ここ何年か土日に議会報告会が開催されたということと、時間についてもいつも午後というところで、今回は新たな試みとして10時半から12時ということでまとめさせていただきたいと思いますが、このように決定したいと思いますけれども、いかがですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議会報告会の内容についてです。

例年同様前半を議会報告、後半を市民との意見交換会に分けて行うか、昨年開催した議会体験会を行うか、前回の会議で検討をお願いしておりましたので、各会派から御意見を願います。

昨年開催した議会体験会というのは、昨年の5月に本会議場で行った体験会となります。

11月に行ったときには、テーマを設けて意見交換会を開催しました。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会としては、これまでどおり前半を議会報告、後半を市民とのテーマを設けた意見交換会ができたというふうに思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましても、予算のこの3月定例会の議会報告会を前半、そして後半は人数によってグループに分かれて、前回のような委員会で分けてというのがよかったかなと思いますので、委員会で内容を、視察の内容とはまたちょっと違うかもしれないんですけども、分けてテーマを市民から幾つか出していただいて、その委員会の内容に分けるということでいいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 やはり予算をやった後なので、あと新たな議案も多いので、各委員会から報告をして、後半意見交換会で、委員会ごとというのも分けやすかったのと、内容もよかったのかな。ただ、テーマに沿って進めるのがなかなか難しかったという点もあるので、その辺もう一

度テーマを決めてどう進めるかということを含めて委員会で意見交換をできればという形です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も同様でございます、前半をまず議会報告、後半を意見交換会で委員会ごとというような形が望ましいかなというふうに思っています。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 前半は3月定例会の委員長からの報告という形で進めていただいて、去年はたまたまわこらぼまつりがあったことで多くの方が来られて、議場の見学、写真撮影、模擬一般質問というふうな形も皆さんからすごくよかったという御意見があったので、今回は議会体験会というのを引き続き、例えば子育て世代のお母さんたちとか、高齢の方たちをメインにちょっとやってみたいという気持ちもあるんですが、なかなか人が集まるかどうか分からないというところもありますし、なので、テーマごとにやっていくということも何か同時に考えていければと思うんですけども、皆さん意見交換会の意見が多かったんですが、議会体験会というのも1年に1回はできればいいのかなとやさしい未来へ歩む会としては考えております。

○吉田武司委員長 それでは、まとめますと、前半に議長、委員長、分科会長からの議会報告で、後半に市民との意見交換会を実施するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

では、意見交換会のテーマについては、各会派に持ち帰り協議の上、会派の意見を集約し、2月28日、水曜日までにメールで事務局へ御提出ください。その案について次回3月12日、水曜日の議会運営委員会で協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今松永委員から高校生等の議会体験については、今後次の議会報告会でどういうふうに進めていくかというのを引き続き協議していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議会報告会については以上です。

最後に、今後の議会等の予定を確認します。

3月12日、水曜日、本会議終了後、議会報告会について、議員提出議案の確認、3月19日、水曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目、議会改革、3月31日、月曜日、9時30分から議会だより編集事前打合せ2回目、4月2日、水曜日、9時30分から議会だよりの編集、作成について、以上となります。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

議長から発言があります。

安保議長。

○安保友博議長 その他の日程として、3月19日、水曜日、本会議終了後、委員会役員会を開催します。役員の皆さんは出席してください。

○吉田武司委員長 議長から発言がありました件は、御承知おきください。

以上で本日の議事は全て終了しました。

その他委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 2時32分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司